

務	00	01	1 年
(令和 9 年 3 月末まで保存)			
(令和 9 年 3 月末まで有効)			

生 保 第 7 1 号
令 和 7 年 6 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第213号。以下「改正政令」という。）が令和 7 年 6 月13日公布され、同月23日から施行されることとなったので、下記のとおり通知する。

なお、本通知において、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）を「法」、改正政令による改正後の国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第 4 号）を「新政令」という。

記

1 法の概要及び政令改正の趣旨

法は、昭和47年以降、石油危機等を契機として顕著に見られた異常な物価上昇を受け、こうした事態に対応するために価格・需給の調整措置を講ずるものとして制定されたものであり、第26条では、政令で生活関連物資等を指定し、当該生活関連物資等の割当てや配給、当該生活関連物資等の使用・譲渡・譲受の制限又は禁止に関し必要な事項を定めることができるとされているところ、同規定に基づき、米穀の転売行為を規制するなど必要な改正を加えるもの。

2 新政令の概要

(1) 規制の対象となる生活関連物資等（第 1 条関係）

「米穀」が規制対象とされた。

(2) 規制の内容（第 2 条関係）

米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から米穀の購入をした者は、当該購入をした米穀の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該米穀の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであって、当該米穀の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこととされた。

(3) 罰則（第 7 条）

第 2 条の規定に違反した場合の罰則を、1 年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（併科あり）に処すこととされ、また、法人等に罰金を科す両罰規定も設けられた。

3 添付資料

官報の写し、新旧対照表を添付する。

担当：生活保安課指導係
(3 2 0 2 , 3 2 0 3)

官報

(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔政令〕

○国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（二二三）

本号で公布された
法令のあらまし

◇国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二十三号）（農林水産省）

1 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第一二二号）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、米穀とすることとした。（第一条関係）

2 米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から米穀の購入をした者は、当該購入をした米穀の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該米穀の売買契約の締結の申込み又は誘引を行つたものである）であつて、当該米穀の購入価格を超える価格によるものに限る。をしないこととした。（第二条関係）

3 2の規定に違反した場合について罰則を設けることとした。（第七条関係）

4 2の規定は、2に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しないこととした。（附則第二項関係）

5 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

政令

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二十三号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条を第四条とする。

第一条第一項中「国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）

第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、米穀とする。

（米穀の転売の禁止）

第二条 米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から米穀の購入をした者は、当該購入をした米穀の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該米穀の売買契約の締結の申込み又は誘引を行つたものである）であつて、当該米穀の購入価格を超える価格によるものに限る。をしないこととした。

本則に次の一条を加える。

（罰則）

第七条 第二条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条の規定は、同条に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しない。

（地方自治法施行令の一部改正）

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一「国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）」の項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

農林水産大臣 小泉進次郎

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）（本則関係）	1
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則関係）	3

○ 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等） 第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、米穀とする。 （米穀の転売の禁止） 第二条 米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から米穀の購入をした者は、当該購入をした米穀の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該米穀の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該米穀の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない。 （報告の徴収） 第三条 法第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。 一 四 （略） 2 （略） 第四条 第六条 （略） （罰則） 第七条 第二条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業	（新設） （新設） （報告の徴収） 第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。 一 四 （略） 2 （略） 第二条 第四条 （略） （新設）

者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。	
---	--

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
政 令	政 令	事 務	事 務	政 令	政 令	事 務	事 務
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	第六条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	第六条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	第四条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	第四条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務